

# 学校法人 野又学園 役員・評議員等報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は学校法人野又学園(以下「野又学園」という)の理事長・理事・監事(以下「役員」という)・名誉顧問並びに評議員の報酬及び手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬等)

第2条 常勤の役員の報酬は俸給及び賞与とし、非常勤の役員・名誉顧問並びに評議員については手当とする。

## (報酬の支給)

第3条 常勤の役員の俸給は毎月一回、その月の21日に支給する。但し、その日が休日、日曜日又は土曜日に当るときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

## (俸給)

第4条 常勤の役員の俸給月額は次の通りとする。

1. 理事長 8号俸
  2. 理事 1号俸
  3. 監事 1号俸
2. 前項に定める号俸の月額は「一般職の職員の給与に関する法律」別表第10指定職俸給表の水準に準ずる。

## (賞与)

第5条 常勤の役員の賞与については、学校法人野又学園給与規程第22条の定めるところによる。

## (非常勤役員・名誉顧問並びに評議員の会議手当)

第6条 非常勤の役員・名誉顧問並びに評議員の会議手当は1回10,000円とし、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2. (削除)
3. 会計状態その他の原因により、非常勤の役員・名誉顧問並びに評議員のうち、本学園の職員の身分にあるものには、会議手当を減額することがある。
4. (削除)

## (月の中途で就任又は退任した場合の報酬)

第7条 月の初日以外において新たに就任した常勤の役員に就任当月分の報酬を支給する場合は、本俸月額の日額に初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を本俸月額から控除する。

2. 月の末日以外の日において退任した常勤の役員に対する退任当月分の報酬を支給する場合には、俸給月額の日額にその者が退任した日の翌日から月の末日に至るま

での休日以外の日数を乗じて得た額を俸給月額から控除する。但し、死亡した者に対する死亡当月分の俸給は、当月分の俸給月額の全額を支給する。

(俸給の日額)

第8条 前条に規定する俸給の日額は、俸給月額を当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。

(退職金)

第9条 常勤の役員が退職したときは退職金を支給する。

2. 退職金の額は、退職時の俸給月額に学校法人野又学園退職金支給規程による乗率にもとづき算出した額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
3. 学校法人野又学園退職金支給規程第3条・第6条・第7条及び第8条は、常勤の役員についても準用する。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

(細則の制定)

第11条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は細則を制定することができる。

付 則

1. この規程は昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規程（改正）は昭和 48 年 10 月 1 日から実施する。
3. この規程（改正）は昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。
4. この規程（改正）は昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。
5. この規程（改正）は昭和 57 年 5 月 1 日から実施する。
6. この規程（改正）は昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
7. この規程（改正）は平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
8. この規程（改正）は平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
9. この規程（改正）は平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
10. この規程（改正）は平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
11. この規程（改正）は平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
12. この規程（改正）は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
13. この規程（改正）は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
14. この規程（改正）は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
15. この規程の一部改正（規程名称、第1条、第2条、第6条）は平成 13 年 5 月 25 日から実施する。
16. この規程の一部改正（第2条、第6条）は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
17. この規程の一部改正（別表第8指定職俸給表）は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
18. この規程の一部改正（規程名称、第2条、第6条第2項）は平成 15 年 5 月 24 日から実施する。
19. この規程の一部改正（別表第8指定職俸給表）は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
20. この規程の一部改正（第4条第2項、別表第1指定職俸給表）は平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

21. この規程の一部改正（別表第1指定職俸給表）は平成18年4月1日から実施する。なお平成18年4月1日を切替日として、切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する下記の表の新号俸欄に定める号俸とする。

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

俸給表	旧号俸	新号俸
指定職俸給表	1～4まで	1
	5	2
	6	3
	7	4
	8	5
	9	6
	10	7
	11	8

22. この規程の一部改正（別表第1指定職俸給表）は平成19年4月1日から実施する。なお平成19年4月1日を切替日として、切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する下記の表の新号俸欄に定める号俸とする。

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

俸給表	旧号俸	新号俸
指定職俸給表	-	1
	-	2
	-	3
	1	4
	2	5
	3	6
	4	7
	5	8
	6	9
	7	10
	8	11

23. この規程の一部改正（別表第8指定職俸給表）は平成17年4月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を、理事にあっては100分の95を、それぞれ乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。

24. 平成18年3月31日から引き続き指定職俸給表の適用を受ける役員で、付則23により改定された俸給表及びその後に改定される俸給表によって受ける俸給月額が、同日において受けていた俸給月額に100分の99.68を乗じて得られる額（以下「保障俸給」という。）（円未満切り捨て）に達しないこととなるものには、平成22年4月1日以降達するまでの間、保障俸給をもって発令俸給とする。なお、付則23において「第4条及び別表第1によって定められる俸給」とあるのは「第4条及び別表第1又は付則24によって定められる俸給」と読み替える。

25. この規程の一部改正（第6条第1項）は平成22年5月25日から実施する。

26. この規程の一部改正（別表第1指定俸給表）は平成22年12月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を、理事にあっては100分の95を、それぞれ乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。又平成18年3月31日から引き続き指定職俸給表の適用を受ける役員で、改定される俸給表によって受ける俸給月額が、同日において受けている俸給月額に100分の99.44を乗じて得られる額（以下「保障俸給」という。）（円未満切り捨て）に達しないこととなるものには、平成22年12月1日以降達するまでの間、保障俸給をもって発令俸給とする。
27. この規程の一部改正（別表第1指定俸給表）は平成23年12月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を、理事にあっては100分の95を、それぞれ乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。又平成18年3月31日から引き続き指定職俸給表の適用を受ける役員で、改定される俸給表によって受ける俸給月額が、同日において受けている俸給月額に100分の98.94を乗じて得られる額（以下「保障俸給」という。）（円未満切り捨て）に達しないこととなるものには、平成23年12月1日以降達するまでの間、保障俸給をもって発令俸給とする。なお、上記経過措置（差額保障）について、平成24年度は当該額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止とする。
28. この規程は平成25年4月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を、理事にあっては100分の95を、それぞれ乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。但し、退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。
29. この規程は平成26年4月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を、理事にあっては100分の95を、それぞれ乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。但し、退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。
30. この規程は平成27年4月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、常勤役員の俸給は、第4条及び別表第1によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては100分の80を乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100円未満を切り上げ100円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。但し、退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。
31. この規程は平成28年4月1日から実施する。なお、第4条及び別表第1の定めにかかわらず、

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、常勤役員の俸給は、第 4 条及び別表第 1 によって定められる俸給（発令俸給という。）の額に、理事長にあっては 100 分の 80 を乗じて得られる額（支給俸給という。）とする（100 円未満を切り上げ 100 円単位とする。）。支給俸給は俸給月額及び賞与（賞与加算額を含む）計算の基礎とする（通常勤務したときに支給される給与の額の計算についても同じ。）。但し、退職金その他の計算基礎は発令俸給によるものとする。

32. この規程の一部改正（第 6 条第 1 項、同条第 4 項、第 10 条）は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
33. この規程の一部改正（第 6 条）は令和 7 年 6 月 11 日の定時評議員会終了後から実施する。